

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主をはじめとしたすべてのステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるため、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本としております。特に以下の4項目については最も重要であると考えております。

- 1.株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
- 2.株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
- 3.適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
- 4.取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス（法令遵守）を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定の確保に取り組んでおります。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っています。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

（補充原則1-2-4）

当社は、機関投資家及び海外投資家による議決権行使の重要性を認識しており、機関投資家及び海外投資家が議決権を行使しやすい環境を整備することを検討しております。

議決権の電子行使を可能とするための環境作り

議決権電子行使プラットフォームの利用や電子投票の採用につきましては、当社における機関投資家及び海外投資家の比率とこれらの環境整備に要するコスト等を勘案しながら、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する程度を踏まえた上で、これらを導入するか否かを状況に応じて検討してまいります。

招集通知の英訳について

招集通知の英訳につきましても、当社における機関投資家及び海外投資家の比率等を考慮し、これに要するコストと実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する程度を踏まえた上で、これを導入するか否かを状況に応じて検討してまいります。

【原則4 - 3. 取締役会の役割・責務(3)】

（補充原則4-3-2）

当社の後継代表取締役（CEO）は、会社経営や事業に関する知識や経験、業務執行の監督やリスク管理の能力等を総合的に勘案し、会社の持続的な成長に向けてリーダーシップを発揮しうることが、代表取締役や主要な取締役による十分な議論を経て指名されうべきと認識しております。客観性・適時性・透明性ある手続によるCEOの選解任手続につきましては、今後の検討課題といたします。

（補充原則4-3-3）

補充原則4-3-2で記載のとおり

（補充原則4-11-3）

当社は、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析について、取締役に対して調査票を配布して、回答を得たのち、取締役会にて総括及び結果分析を行いました。その結果抽出された課題に対しましては対策を講ずることとしております。

なお、その内容に関する開示時期及び方法につきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる株式保有を行うことを基本方針としております。

政策保有株式を所持した場合は、取締役会において一定の成果を獲得しているか否か、リスクや資本コストに見合っているか等を検証し、継続保有の是非について検討いたします。

政策保有株式の議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを踏まえ、各議案について総合的に判断し、適切に行使する方針であります。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

関連当事者との取引の枠組み

当社は、「スターティアグループ企業倫理憲章」、「スターティアグループ行動基準」及び「コンプライアンス規程」の趣旨を踏まえ、「取締役会規程」において関連当事者との取引に関する規定を定めているほか、当社及び株主の共同利益を害することのないよう体制を整備し、適切に運用しております。

関連当事者との取引に対する手続と監視

当社は、関連当事者間の取引については、必要に応じて、事前に取締役会の承認を得るものとしております。具体的には、当社の取締役との取引については、取引の相手方となる役員を特別利害関係人として同取締役会決議の定数から除外した上で、取引条件等について十分に審議し、決議するものとしております。また、その他の関連当事者との取引については、その取引の金額を基準として、必要に応じて取締役会において取引条件等について十分に審議し、決議するものとしております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

現在当社グループでは、企業年金制度は導入しておりませんので、年金運用の体制、運営に関する影響は特段ありません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 当社は、『社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す』という経営理念を掲げ、人材育成の強化、生産性の向上、ストック型収入の増大による経営基盤の強化を通じて国内の事業を発展させるとともに、グローバル企業化を志向しております。

また、当社は、2021年3月期を初年度とする5か年の中期経営計画「NEXT'S 2025」を策定し、更なる進化を目指し、企業価値向上に努めてまいります。

<https://www.startiaholdings.com/company.html>

<https://www.startiaholdings.com/ir/library/presentation.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては本報告書1-1「基本的な考え方」にて開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的に諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。また、報酬諮問委員会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針および個人別の報酬等の内容について審議を行い、取締役会へ答申しております。なお、報酬諮問委員会の委員は、独立社外取締役2名、社内取締役1名及び監査役1名の計4名で構成することを原則としております。ただし、独立社外取締役にやむを得ない事由があるときは、委員となる独立社外取締役1名を選定しております。

法改正に伴う取締役報酬額決定の方針

- 1 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定致します。
- 2 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、取締役会において決定する。但し、取締役会が取締役社長に決定を一任したときは、取締役社長が決定致します。
- 3 固定報酬等(業績に連動しない金銭報酬)を支給する場合、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定致します。
- 4 業績連動報酬等(業績に連動する金銭報酬)を支給する場合、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて支給額を決定致します。
- 5 非金銭報酬等を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし付与数は役位並びに各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて決定致します。
- 6 取締役の報酬は、別に定める報酬諮問委員会規程に準じ、代表取締役社長及び社外取締役に構成される報酬諮問委員会の答申内容を踏った後取締役会で決定致します。
- 7 監査役報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役協議によって決定致します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名

1 方針

当社における取締役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・全社的な見地を有していること、客観的に分析・判断する能力、先見性に優れていること
- ・経営に対する深い知識と経験があり、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しており、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

2 手続

当社は、取締役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、任意の諮問機関として、取締役会が選定した取締役、独立社外取締役及び監査役で構成する指名・報酬委員会を設置し、独立社外取締役等による意見を踏まえた検討を経て、取締役会にて取締役候補者を指名しております。

監査役候補者の指名

1 方針

当社における監査役候補者の指名につきましては、法律上の適格性の判断に加え、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること
- ・当社の事業内容に対する深い理解と知識があること
- ・法律、財務又は会計の高度な知識および経験を有しており、当社の監査体制の強化に資すると認められること

2 手続

当社は、監査役候補者の指名における公正性・透明性を図るため、指名・報酬委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、監査役候補者を監査役会に対して提案いたします。その後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて監査役候補者を指名しております。

経営陣幹部の選解任

1 方針

当社における経営陣幹部、すなわち執行役員を選任につきましては、以下の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとしております。

- ・優れた人格・倫理観と幅広い見識を有していること、
- ・当社の企業理念に共感し、その実現に向けて積極的意思を有していること
- ・当社における事業内容のうち、当社及び株主の利益の最大化に資すると認められること

当社における経営陣幹部、すなわち執行役員を選任につきましては、以下の方針に沿って、決定するものとしております。

- ・職務執行における法令・定款違反行為を行ったこと
- ・心身の故障があり、業務執行への支障が大きいと認められること
- ・担当部門の業績が著しく低下していることが明白なこと

2 手続

当社は、執行役員を選解任における公正性・透明性を図るため、指名・報酬委員会による独立社外取締役等の意見を踏まえた検討を経て、取締役会が執行役員を選解任しております。

(5)当社は取締役及び監査役の各候補者、経営陣幹部の選出、選任、解任につきましては、指名・報酬諮問委員会における答申を最大限尊重した上で、取締役会において決定しております。当社は取締役及び監査役の各候補者の選任に関して、株主総会招集ご通知の株主総会参考書類等に選任理由を記載しております。

<https://www.startiaholdings.com/ir/financial/meeting.html>

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会として判断・決定すべき事項を「取締役会規程」に明確に定めており、経営の基本方針の決定、経営戦略・経営計画等の策定のほか、経営に重大な影響を及ぼす事項については取締役会において決定することとしております。また、当社は、事業会社を管掌する執行役員を配置するなどとしており、当社の経営に重大な影響を及ぼすものを除いた個別の業務執行に関する事項は、これらの事業会社を管掌する執行役員等に対してその決定を委任しております。なお、各セグメントの担当役員に委任する際の基準となる当社の経営に重大な影響を及ぼすものか否かの判断は、「職務権限規程」に明記されている金額を原則的な基準としており、委任の範囲の明確化と経営の透明性の確保に努めております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立性判断基準及び資質について

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するため、「社外役員の独立性の基準」を定め、この独立性基準を踏まえて、取締役会にて率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を、株主総会に取締役選任議案として提出しております。

当社の社外役員の独立性の基準については、株主総会招集ご通知をご参照ください。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、各事業分野に関する豊富な知識と経験を持った取締役により構成されております。また、社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、かつ、経営に関する豊富な経験を有しているため、独立した中立的な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。さらに、当社の事業活動に対する理解と財務、会計及び法律について豊富な知識と経験を有する各監査役が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。このように、当社における取締役会は、そのバランス、多様性、規模を適正に確保しており、有効に機能しております。取締役の選任に関する方針・手続は株主総会招集ご通知に掲載しております。

(補充原則4-11-2)

当社は、取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。また、当社は、社外役員を除く取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要しており、監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会へ報告を行っております。

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析について、取締役に対して調査票を配布して、回答を得たのち、取締役会にて総括及び結果分析を行いました。その結果抽出された課題に対しましては対策を講じることとしております。

なお、その内容に関する開示時期及び方法につきましては、今後の検討課題といたします。

【原則4-14 . 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4-14-2)

方針と開示

当社は、取締役会及び監査役会が、その期待される役割を適切に果たすことができるように、その構成員である各取締役及び監査役に対して、トレーニングの機会を付与しております。取締役に対しては、取締役による適切な業務執行の決定及び監督機能が十分に発揮されるようにするために、外部講師を招聘し社内研修を実施し、また外部団体主催の社外研修に積極的に参加するよう斡旋するほか、社内の各担当事業部による具体的業務執行に関する知識の習得のための会議を設けるなどの取組みを実施しております。また、監査役は、公益社団法人監査役協会に所属しており、その業務に関連する書籍の購読等を通じて研鑽することができるようにしているほか、必要に応じて外部団体主催の研修・セミナー等へ出席することができる制度を整備しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を進めるために、IR窓口を設置しております。

当社は、機関投資家、報道関係者及びアナリストに対しては、決算説明会を年二回以上開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングを実施するなど適切に対応しております。また、個人投資家に対しては、当社に対する個人投資家の理解を深めていただくよう当社のサービス情報やニュースを配信しております。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を定め、以下の当社ウェブサイトにて公表しております。当社は、今後も、企業としての説明責任を果たし、株主や投資家を含めたステークホルダーからの期待に応えることができるように努めてまいります。

<https://www.startiaholdings.com/ir/management/governance.html>

2 . 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本郷 秀之	4,134,600	40.38
光通信株式会社	678,200	6.62

財質 明		499,600	4.88
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY		494,600	4.83
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)		355,500	3.47
スターティアホールディングス従業員持株会		334,892	3.27
古川 征且		272,600	2.66
源内 悟		246,400	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)		219,900	2.15
引字 圭祐		155,800	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2021年3月31日現在の状況です。
・持株比率は、自己株式(82株)を控除して計算しております。なお自己株式数には、「株式給付信託(BBT・J-ESOP)」及び「株式給付信託(従業員持株会処分型)」にかかる信託口が保有する株式は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
鈴木 良之	他の会社の出身者														
森 学	他の会社の出身者														
鷹松 弘章	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 良之		東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	鈴木良之氏は、長年にわたり他社の取締役を務めていたという経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。 当社は、当社と社外取締役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外取締役を独立役員として指定いたしました。

森 学	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	森 学氏は、長年にわたり他社の取締役を務めていたという経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。 当社は、当社と社外取締役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外取締役を独立役員として指定いたしました。
鷹松 弘章	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	鷹松 弘章氏は、米国において、IT事業を展開する企業等における経営全般、IT技術に関する幅広い経験と知見を有しており、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。 当社は、当社と社外取締役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外取締役を独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役及び執行役員の選任及び報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の強化を目的として、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。各委員会は、独立社外取締役2名、社内取締役1名及び監査役1名の計4名で構成することを原則、ただし、当社における独立社外取締役が1名のみ選任されている場合は委員となる独立社外取締役が1名のみ選定され、独立社外取締役1名、社内取締役1名及び監査役1名の計3名で構成することになっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、常勤社外監査役1名、社外監査役1名、非常勤監査役1名により構成されており、運営に関しては、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は有してはおりませんが、求められた場合には、その任命を含む人事及び取締役からの独立性の確保を図る体制をとることとしております。監査役会規程に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について取締役及び使用人は監査役に報告することとしております。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制をとっております。更に、当社監査役は連結子会社を含めた監査役や内部監査担当部門と、随時情報の共有、意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性を確保しております。監査役が内部監査担当部門や会計監査人と緊密な連携等の体制を整えており、監査役会が策定した監査計画に従い、業務執行状況に関し、適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。

また、監査役が定例及び臨時の取締役会、コンプライアンス機能とリスク管理機能を併せ持つ内部統制審議会等の社内の重要会議に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。

内部監査体制は、代表取締役直轄組織として内部監査専任の内部監査室を設置し、当社及び連結子会社に対する内部監査方針を策定し内部監査を実施しております。なお、監査役3名は、当社、当社の大株主および当社の役員と人的関係および取引関係がない監査役であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒井 道夫	他の会社の出身者													
郷農 潤子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 道夫		東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	荒井道夫氏は、主に経営の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました。
郷農 潤子		東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	郷農潤子氏は、主に法律の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

・業績連動報酬等に関する事項

取締役(社外取締役を除く)については、短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や個人評価等に基づき変動する、業績連動報酬等の金銭報酬として賞与を支給しております。なお、当事業年度における役員賞与に係る指標は、単年度における本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき支給しております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益21百万円(当事業年度における連結営業利益の計画 200百万円)となりました。

社外取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的として、各事業年度に関して、役位等により定める金銭報酬としております。

・その他(非金銭報酬等の内容)

取締役(社外取締役を除く)については、株価上昇によりメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動の株式報酬とし、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき業績達成等を勘案して定まる数のポイントを付与することとしております。付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付をいたします。また、株式報酬における指標は、本業の稼ぐ力により成し遂げられることを評価するため、連結営業利益計画の達成と個人評価等に基づき決定することとしております。なお、業績指標に関する実績は当事業年度における連結営業利益21百万円(当事業年度における連結営業利益の計画 200百万円)となりました。

社外取締役については、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的とした株式報酬とし、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントを付与することとしております。付与されるポイントは、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を致します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

イ 全取締役及び全監査役の支給人員及び支給総額を開示しており、2021年3月期における取締役及び監査役に対する報酬等の額については以下の通りでございます。

・取締役(社外取締役を除く): 3名

報酬等の総額89,215千円(基本報酬81,945千円、業績連動報酬等5,000千円、非金銭報酬等2,270千円)

・監査役(社外監査役を除く): 1名

報酬等の総額3,000千円(基本報酬3,000千円、業績連動報酬等 - 千円、非金銭報酬等 - 千円)

・社外取締役: 3名

報酬等の総額12,564千円(基本報酬10,800千円、業績連動報酬等1,248千円、非金銭報酬等516千円)

・社外監査役: 2名

報酬等の総額12,000千円(基本報酬12,000千円、業績連動報酬等 - 千円、非金銭報酬等 - 千円)

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当該方針の決定の方法

当社は、役員報酬に関する事項として、当該決定方針等を役員報酬規程に定めており、取締役会にて決議しております。

当該方針の内容の概要

- 1 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- 2 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、取締役会において決定する。但し、取締役会が取締役社長に決定を一任したと

きは、取締役社長が決定する。

3 固定報酬等(業績に連動しない金銭報酬)を支給する場合、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。

4 業績連動報酬等(業績に連動する金銭報酬)を支給する場合、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて支給額を決定する。

5 非金銭報酬等を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし付与数は役位に応じ各事業年度の業績指標の目標値に対する達成状況に応じて決定する。

6 取締役の報酬は、別に定める報酬諮問委員会規程に準じ、代表取締役社長及び社外取締役で構成される報酬諮問委員会の答申内容を諮った後取締役会で決定する。

7 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月20日開催の第24回定時株主総会において、2020年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象とした取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託」について、1事業年度当たり付与するポイント数の上限数を9,500ポイント(うち、社外取締役分として1,500ポイント)と決議しております。なお、当たり当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役3名)です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2001年11月2日開催の臨時株主総会において年額60,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的に諮問機関として報酬諮問委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置しております。本委員会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針および個人別の報酬等の内容について審議を行い、取締役会へ答申しております。なお、本委員会の委員は、独立社外取締役2名、社内取締役1名及び監査役1名の計4名で構成することを原則としております。ただし、独立社外取締役にやむを得ない事由があるときは、委員となる独立社外取締役1名を選定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

(1)社外取締役

取締役会事務局である社長室が社外取締役を補佐しております。通常の業務連絡等を通じてタイムリーな会社情報の提供と各種問合せに対応するとともに、取締役会の開催に際しては、全取締役・監査役に対し開催日3日前までに取締役会の議案関連資料及び経理情報を提供し、必要に応じて、電話やe-mail等での事前説明を行う体制を整えております。

(2)社外監査役

内部監査部門である内部監査室及び社長室が社外監査役を補佐しております。常勤の社外監査役を選任しており、子会社を含む各現場に足を運び直接監査等を実施する等、監査に必要な情報収集を行っております。また非常勤監査役につきましては、取締役会議案や、関係資料を開催日3日前までに提出し、必要に応じて、電話やe-mail等での事前説明を行う体制を整えております。また、内部監査部門と協議の上、使用人に対し必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼できるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営戦略に関する最高意思決定機関である取締役会は、代表取締役社長本郷秀之が議長を務めております。

取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成され、取締役会規程に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

なお、各事業年度における取締役の経営責任を一層明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は1年としております。

当社は監査役会設置会社を採用しており、監査役会は、3名(うち社外監査役2名)で構成されており、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行い、また、取締役会に出席し、業務執行上の課題について意見を述べております。

取締役と監査役は、当社と特別な利害関係が無く独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、経営に対する監査・監督機能を強化しております。社外取締役は3名選任し、客観的・第三者的立場からの意見を踏まえた慎重な議論を実現させるため、適切に人員を配置しており、取締役会の実効性の確保に努めております。また、社外監査役は2名選任しており、経営や法律の分野における専門的知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。

当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定められた額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

当社は、グループ企業各社が担う各事業領域における急速な事業環境の変化に対応し競争力を高めていくにあたり、グループ経営をさらに強固なものとするべく、グループ全体での事業もしくは機能を担う責任者として、迅速な意思決定と機動的な運営を推進するため、2019年5月よりグループ執行役員制度を導入しており、9名で構成されるグループ執行ボード(経営会議)は、代表取締役社長本郷秀之が議長を務め、原則毎週1回開催しております。

これにより、当社取締役会は迅速な経営の意思決定を図るとともに、グループ全体の経営の監督機能を強化し、経営の透明性を高めるため、モニタリングに注力してまいります。

当社は、内部統制システムの迅速かつ円滑な推進を図るために、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会を下部組織に持つ内部統制審議会を組織しており、内部統制に関する社内体制の強化を図っております。

内部統制審議会は6名のメンバーで構成されており、業務の適正を確保するための体制を構築、強化するため、原則として毎月1回定例開催し(必要に応じて臨時開催)その結果を取締役に報告しております。

当社は、取締役および使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。内部監査室は1名で構成されており、業務執行及びコンプライアンスの状況、内部統制システムの適合性、効率性を評価・検証するとともにこの結果を代表取締役へ報告しております。

また、効率的な内部監査を実施するため、監査役、会計監査人と情報交換する三様監査体制を構築しております。

弁護士、監査法人等その他第三者の状況といたしましては、重要な法務的課題のコンプライアンスにかかる事象について、顧問弁護士に相談し、リーガルチェックや必要な検討を実施しております。また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計課題について随時相談・検討を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性を保持し、経営管理や法律、財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役および監査役会が、会計監査人・内部監査室との積極的な連携を通じて行う監査と、独立性を保持し、高度な経営に関する経験、見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による業務執行の監督機能が協働し、コーポレートガバナンスの有効性を確保しております。当社の体制は、当社のコーポレートガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断していることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に参加頂くため、2020年3月期定時株主総会は集中日を避けて、6月17日に実施しました。2021年3月期定時株主総会につきましても集中日を避けて、6月24日に実施する予定でございます。
その他	株主総会において、株主が事業報告を理解いただけるよう説明資料を作成のうえ、スクリーンで説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.startiaholdings.com/ir/management/governance.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、機関投資家、報道関係者及びアナリストに対しては、決算説明会を年二回以上開催するとともに、必要に応じてスモールミーティングを実施するなど適切に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	フェアディスクロージャーの観点から、当社の現状を投資家等が理解・評価することに資する資料として、定期的を実施しているアナリスト・機関投資家向けの説明会資料を、開催後速やかに掲載しております。 https://www.startiaholdings.com/ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	株主との建設的な対話を進めるために、IR窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.startiaholdings.com/ir/management/governance.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、現代社会における企業の社会的責任の重大性を認識しており、社会が直面している様々な社会・環境問題の解決に貢献するために、多様な活動に取り組んでおります。当社は、社会・環境問題の解決に貢献するという理念のもと、環境への配慮、IT人材育成に関して、今後も継続的かつ積極的に様々な活動に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営者の経営戦略や事業目的を組織として機能させ、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正性を確保する観点からの当社の基本方針については、以下のとおりであります。

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という経営理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めてまいります。

(1) 体制の概要

当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。

ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。

ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。

ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。

ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役又は執行役員とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。

ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。

ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った者の氏名および情報等は秘匿し、不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

チ. 当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携して、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録等を含む）の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。

- 1) 株主総会議事録と関連資料
- 2) 取締役会議事録と関連資料
- 3) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料
- 4) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
- 5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）が実践的に実施される体制を構築する。

ロ. 内部統制審議会は、「リスク管理規程」に基づき、当社及び子会社の各部門におけるリスクの整備、運用を統括する。なお、「リスク管理規程」は当社及び子会社のリスク管理について規定され、内部統制審議会が立案し、取締役会で決議される。

ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。

- 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク
- 2) 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な障害を生じるリスク
- 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
- 4) その他取締役会が重大と判断するリスク

ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。

ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講ずることにより、損失の危険を適正に管理する。

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。

ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「子会社管理規程」として整備する。

ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を子会社管理規程に定める。

ハ. 当社並びに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。

ニ. 当社は、当社及び子会社に共通する「スターティアグループ行動基準」を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。

ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

- イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備する。
- ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。
- ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

- イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要なと考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べることができる。
- ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

- 1) 法令により報告が義務付けられている事項
 - 2) 重要な会議にて決議した事項
 - 3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 4) 法令・定款違反のおそれのある事項
 - 5) その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項
 - 6) 監査役から報告を求められた事項
- ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
 - ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。
 - ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。
- ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[1] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社は、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであります。反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であります。当社にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことであると考えております。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるということ、基本的な考え方としております。

特に以下の5つの基本的原則を具体的な考え方としております。

- (1) 組織としての対応
- (2) 外部専門機関との連携
- (3) 取引を含めた一切の関係遮断
- (4) 有事における民事と刑事の法的対応
- (5) 裏取引や資金提供の禁止

[2] 反社会的勢力排除に向けた整備状況について

当社の反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するための当社の基本方針については、「スターティアグループ企業倫理憲章」の下位文書である「スターティアグループ行動基準」に定めており、不適正な支出の禁止の項目において、反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶することや、またその活動を助長する行為(機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役務の提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為)をしない旨を規定しております。

その結果、特に各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の新聞記事検索システムを活用し、風評等の信用調査を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、年に一度、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

株主に対しては、市場取引を通じて反社会勢力が当社株式を取得する可能性があります。当社では、株主名簿をもとに株主の状況を確認するとともに、株主名簿管理人を通じて情報を確認しております。

役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2021年3月末現在、役員持株比率が40.80%であり、また従業員株主、従業員持株会が保有する株式により、安定株主を維持しております。当面は株式による買収は想定できないため、現在は買収防衛策は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制

